

法テラス白書（令和6年度版）の発刊に寄せて

日本司法支援センター（法テラス）は、「すべての人と司法を結ぶ架け橋」となって司法サービスが身近で利用しやすい社会が実現することを目指し、司法制度改革の大きな柱として、平成18年4月10日、総合法律支援法に基づき設立されました。

以来20年目の事業年度を迎える今日まで、法テラスの業務は社会の期待に応えて幅広い分野に広がり、提供するサービスは多くの方々に御利用いただいてまいりました。これまでの間、皆様から頂戴しました御支援と御協力に、改めて深く感謝申し上げます。

さて、このたび、令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の業務の概況をまとめた「法テラス白書（令和6年度版）」を発刊しましたので、皆様にお届けいたします。

■コロナ禍以降から続く社会経済情勢の大きな変化に伴い、令和6年度も、法テラスの利用件数は全体として高い水準にありました。

情報提供業務では、コールセンターの「サポートダイヤル」による情報提供件数は前年度に続き42万件近い多くの利用をいただき、新たに開始した「チャットボット」の利用も3万件を超え、地方事務所と合わせた情報提供件数の合計は過去最多の約66万件となりました。また、多言語情報提供サービスの利用も、この間増加傾向にあります。

経済的な困難を抱える方々等に法律相談を始め法的な支援を提供する民事法律扶助業務では、生活保護受給者の自己破産事件の増加やひとり親家庭の支援の拡充などの状況も相まって高いニーズが続いています。

他方で、現在の厳しい国の財政状況を反映して法テラスの財政運営面での困難も増しており、予算の執行状況に格別の注意を払いながら事業の後退を招かないよう様々な工夫を講じる努力を尽くす中で、利用件数は前年度から若干の減少に留まりました。

国選弁護等関連業務では、減少傾向が続いていた事件受理件数がコロナ禍明け後は増加に転じており、犯罪被害者支援業務では、「犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士（いわゆる精通弁護士）」の紹介件数や、「犯罪被害者支援ダイヤル」・「DV等被害者法律相談援助」の利用が増加しています。

■さらに、近年は、利用件数の動向だけでなく、経済的な困窮の問題のほかにも様々な困難を抱えながら声をあげることが容易でない人々の司法アクセス改善を図ることが重要な社会課題となっています。

能登半島の震災・豪雨の被災者、過疎地域の住民、靈感商法等の被害者、犯罪被害者、ひとり親家庭、在留外国人等への支援を始めとして、生活困窮者の自立支援、成年後見制度の普及と活用、福祉機関のケース会議への参加、罪を犯した人の更生支援、闇バイト問題や様々な権利侵害の問題にも見られるように孤立する若者や女性に対する相談支援など、幅広い層の人々に対して、自治体・福祉関係機関・各種専門職や弁護士・支援団体等と連携・協働した法的支援を含む総合的な支援のための多彩な活動を展開してきました。

また、これに関連する新たな試みとして、能登の被災者支援とこども支援を目的とするクラウドファンディングを実施し、多くの個人・団体・企業等から法テラスの活動に共感する温かいお声とともに貴重な御寄附をいただき、能登の被災地に派遣する移動相談車両「法テラス号」の運行や、こども食堂などを通じて困難な環境にあるこどもらの家庭を支援する活動などに活用させていただいております。厚く御礼申し上げますとともに、今後とも法テラスの活動が広く社会の理解に支えられて進められるよう努力してまいりたいと存じます。

今回の白書では、特集として能登の被災者支援の取組を、トピックとして社会課題とされる様々な問題の解決に導くために自治体や関係機関・団体等と連携・協働して全国各地で取り組んできたワンストップ相談会の活動について、それぞれ御紹介いたします。

■法テラスは、今後とも、人と司法を結ぶ架け橋としての役割を担うため、安定した財政基盤の確立とともに人材の確保・育成にも努め、持続可能な業務運営体制の整備を図り、合わせて、デジタル技術の活用等により業務の在り方を見直し、地域の関係機関連携を構築する活動を一層活発にして、困難を抱える人々の司法アクセスの充実を目指してまいります。

また、法テラスの設立20周年を前にして、その歴史を振り返るとともに、研究者らの協力を得てニーズ調査を実施するなどの取組を通じ、将来の法テラスの事業の在り方も考えていきたいと思っております。

令和6年度版法テラス白書の発刊に当たり、引き続き、法テラスの事業と活動に対する皆様の御理解と御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和7年10月

日本司法支援センター

理事長 丸 島 俊 介